

泉佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

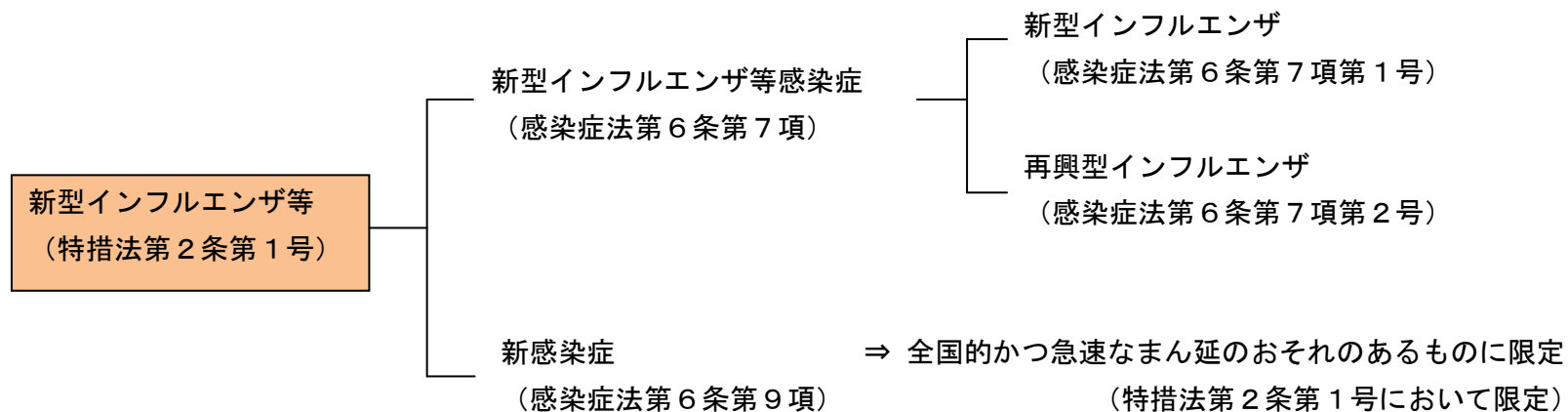
I 計画策定の背景

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成 25 年 4 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体は実施体制を整備する必要がある。

本市においては、特措法の施行を受け、政府行動計画や府行動計画との整合性を確保しつつ、新たに泉佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定する。

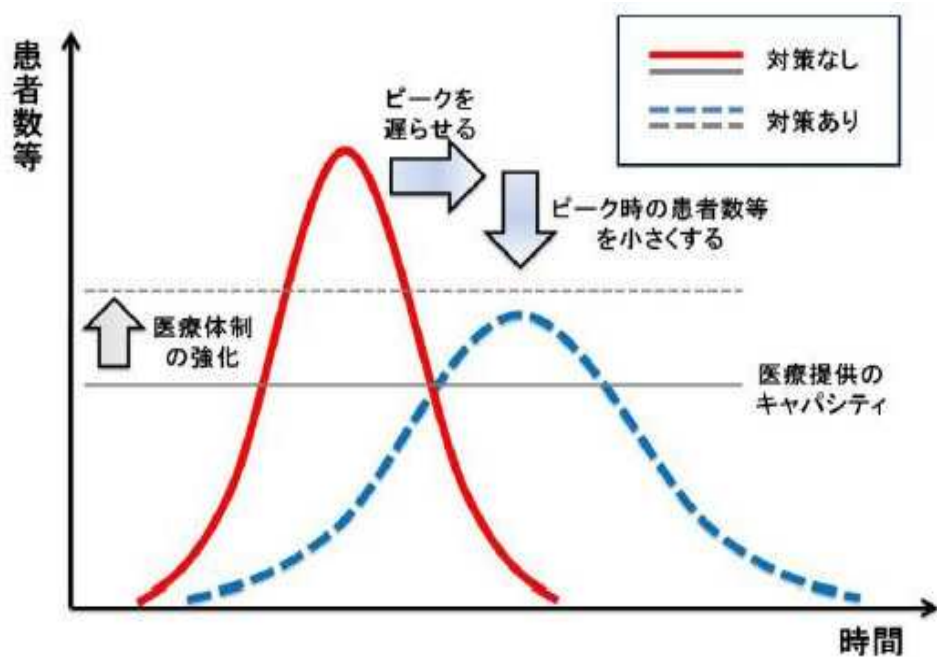
II 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



Ⅲ 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活に及ぼす影響を最小限に抑える。

<対策の効果概念図>



<被害想定>

	泉佐野市	大阪府	全国
人口（平成 22 年）	約 10.3 万人	約 886 万人	約 1 億 2,806 万人
罹患者数（25%）	25,750 人	約 220 万人	約 3,200 万人
（アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53%による推計）			
受診者数（上限値）	約20,200人	約173万人	約2,500万人
入院患者数（上限値）	約440人	約37,000人	約53万人
死亡者数（上限値）	約140人	約12,000人	約17万人
1日当たりの最大入院患者数 〔流行発生から5週目〕	約80人	約7,000人	約10.1万人

IV 行動計画のポイント

○特措法に基づく初の行動計画で、特措法で新たに盛り込まれた各種の対応等を記載。

項目	特色
(1) 体制整備	<ul style="list-style-type: none">●市長を本部長とした対策本部の設置・政府が緊急事態宣言を発出した場合は法定による設置●対策会議の設置・新型インフルエンザ等が国内発生した場合に設置
(2) 予防	<ul style="list-style-type: none">●住民への予防接種の実施・緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づく接種（全住民対象）・緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく接種（希望者のみ）
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none">●大阪府が実施する感染症拡大防止策への協力・不要不急の外出自粛要請・施設の使用制限の要請 等
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none">●医療体制の整備・発生前における大阪府の医療体制の整備の推進への協力・大阪府が臨時の医療施設を設置するにあたっての協力・大阪府の搬送体制確保への協力・大阪府が行う帰国者・接触者外来協力医療施設等のリスト化に協力
(5) 市民生活の安定の確保	<ul style="list-style-type: none">●要援護者への生活支援●埋葬・火葬の特例●物資、資材の備蓄
(6) 留意点	<ul style="list-style-type: none">●基本的人権の尊重●危機管理としての特措法の性格●関係機関相互の連携・協力の確保●記録の作成・保存

発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備 市内発生の早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> 府内発生の遅延と早期発見 府内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り制御 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑制 住民生活・経済への影響の最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 住民生活の回復を図り流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定 連携体制の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> 対策会議の設置、もしくは対策本部（任意を含む）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 対策会議の体制継続、もしくは対策本部（任意を含む）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 対策会議、もしくは対策本部（任意を含む）の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波に備えた体制整備
サーベイランス情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び学校サーベイランスへの協力 				
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供、共有について庁内外の体制整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な手段による情報提供 コールセンター等の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手にとって適切な方法による提供 コールセンター等の充実・強化等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手にとって適切な方法による提供 コールセンター等の継続等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し コールセンター等の体制の縮小等
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル、職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 住民への予防接種の体制整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備、開始 住民への予防接種の準備等 	<ul style="list-style-type: none"> 住民、事業者等への感染予防策の要請 住民への予防接種の準備、開始等 	<ul style="list-style-type: none"> 住民、事業者等への感染予防策の徹底を要請 住民への予防接種の継続等 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民への予防接種の継続等
住民生活の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者への生活支援の体制整備 火葬能力等の把握 必要物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 職場における感染予防策の準備 一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備等 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者として適切な行動の呼びかけ 事業者売り惜しみ等生じないように要請 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者として適切な行動の呼びかけ 事業者売り惜しみ等生じないように要請 	
			緊急事態宣言発出時 <ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 	緊急事態宣言発出時 <ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 要援護者への生活支援 火葬炉の稼働 	緊急事態宣言発出時 <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置の縮小もしくは中止
医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医療体制の整備 帰国者・接触者外来リスト化への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターの周知 府への搬送体制確保への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 府への搬送体制確保への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養する患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻す
				緊急事態宣言発出時 <ul style="list-style-type: none"> 臨時医療施設の設置協力 	